

交差点の通行方法や横断方法にも決まりがあります

【自転車の横断の方法】 道路交通法第63条の6

近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければならない。

横断歩道は歩行者のための場所ですので、横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはならない。

H20.6.1施行

【信号機の信号等に従う義務】 道路交通法第7条

罰則:3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

道路を通行する場合には、信号機の表示する信号に従わなければならない。

【信号機の信号等に従う義務】 道路交通法第7条、第4条第4項 道路交通法施行令第2条第4項

罰則:3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

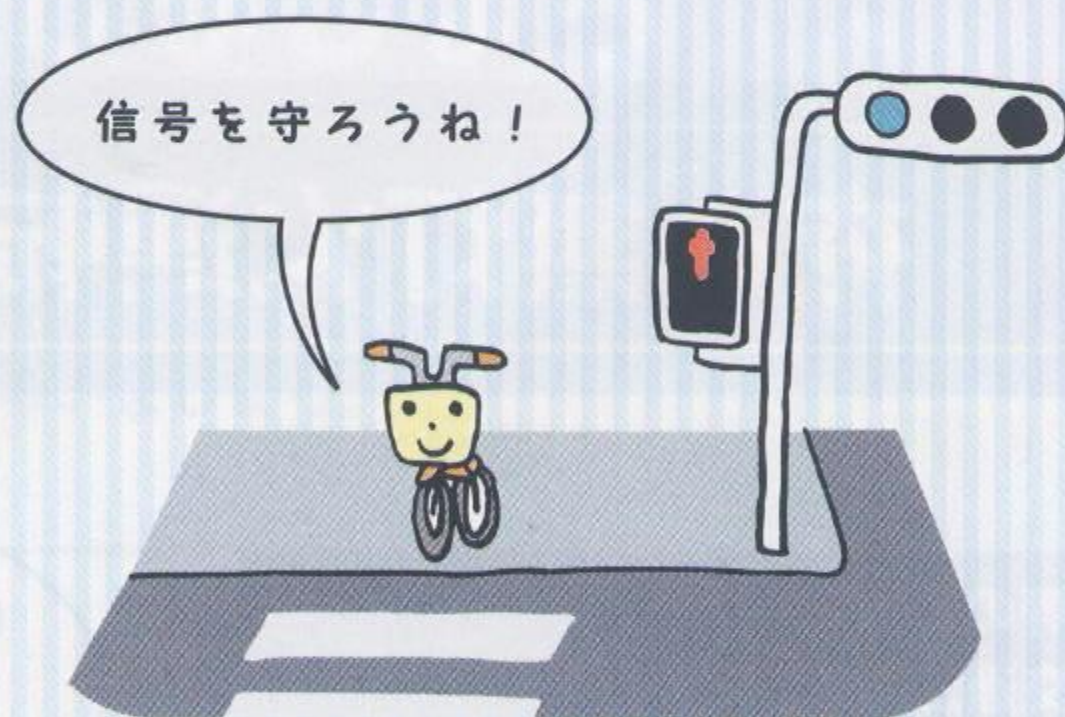
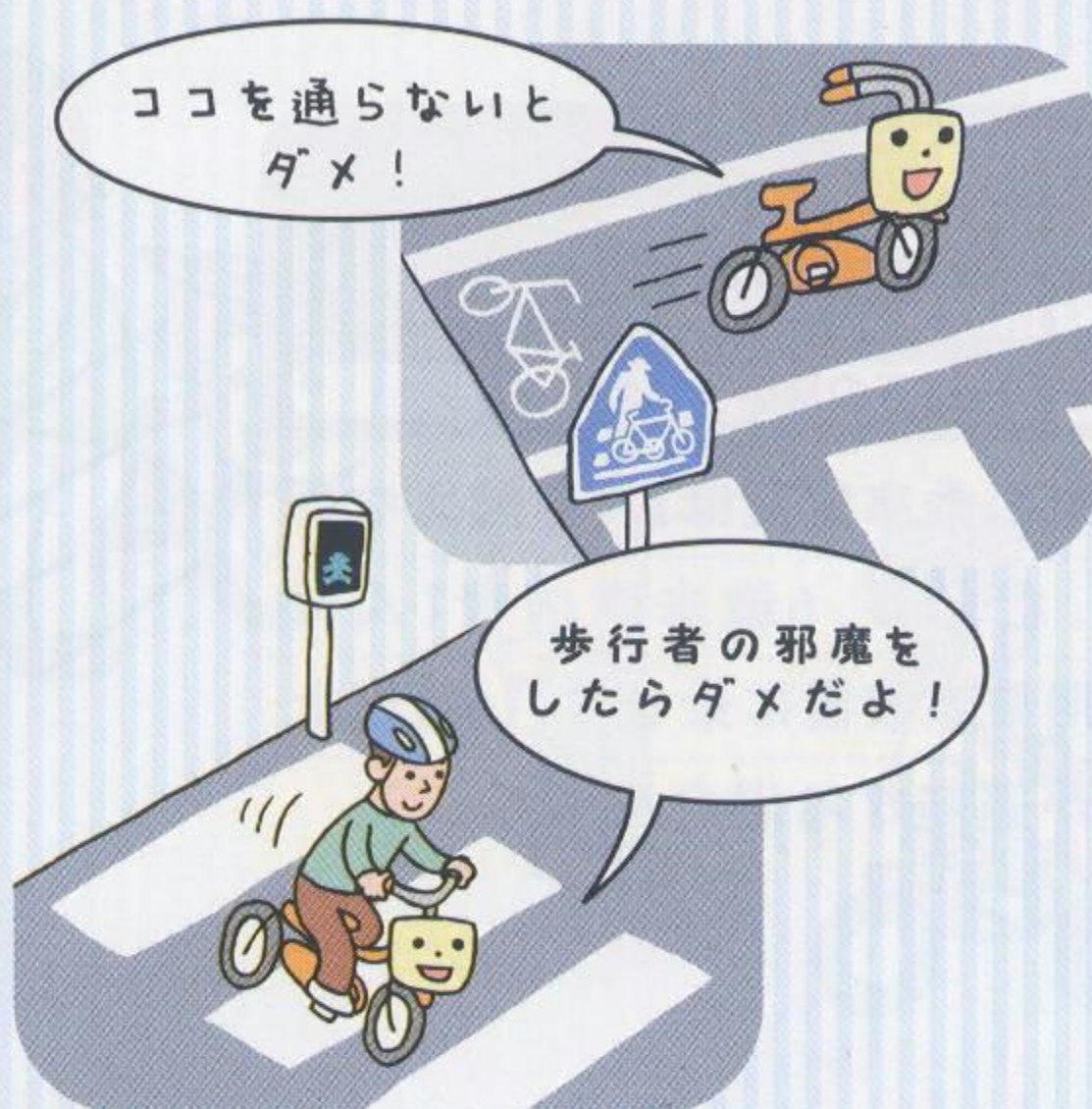
人の形の記号がある信号灯器に『歩行者・自転車専用』の標示板が設置されている場合は、その信号灯器に従わなければならない。

H20.6.1施行

【指定場所における一時停止】 道路交通法第43条

罰則:3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時停止の標識がある交差点では、停止線手前で一時停止し、交差点の安全確認をしなければならない。



※横断歩道を通行する自転車は、人の形の記号のある信号灯器に従わなければならない。

